

第9章 平成24年度  
廃棄物処理計画

# 八王子市告示第45号

八王子市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（平成5年八王子市条例第18号）第30条第1項の規定により、平成24年度の一般廃棄物の処理に関する実施計画を次のとおり告示する。

平成 24 年 3 月 30 日

八 王 子 市 長 石 森 孝 志

- 1 .計画区域 全市域
- 2 .計画期間 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

3 .一般廃棄物の年間発生量及び処理量の見込み

区分	数量
ごみ	120,459 t
資源物	38,586 t
動物死体	2,773 体
し尿、浄化槽汚泥等	11,506 k l

4 .一般廃棄物の発生の抑制及び減量のための方策に関する事項

- (1) 廃棄物減量 ・ 再利用推進員制度の実施
- (2) 一般廃棄物管理票に係わる制度の実施
- (3) 廃棄物の発生抑制及び再資源化推進に係わる普及啓発事業の実施
- (4) 資源物の分別収集の実施
- (5) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく分別収集の実施

5 .一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

戸吹清掃工場焼却灰搬出設備改造工事  
戸吹清掃工場灰溶融炉（1号炉・2号炉）の休止  
処理能力 36t/日（18t/日×2炉）

6 .分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分並びに一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項等

別紙のとおり

問い合わせ先 (し尿及び汚泥以外のごみに関すること) 環境部ごみ減量対策課  
(し尿及び汚泥に関すること) 水循環部水再生課

(1)可燃ごみ、不燃ごみ、資源物、有害ごみに分別して収集するもの

種 類	分別区分	処理量	収集方法	運搬方法	処理方法	占有者又は事業者の協力義務等			
家 庭 系 廃 棄 物	可燃ごみ	76,134	戸別収集により市又は委託業者が週2回収集する。ただし、集合住宅、地形的に戸別収集が困難な地域及び地域の代表者から集積所収集を希望する申し出があり、市長がこれを認めた地域(以下、「集合住宅等」という。)は、集積所収集により収集する。	自動車による	焼却後資源化	市の指定収集袋に入れ、備考イの場所に、それぞれの収集日の朝8時30分(早朝収集地区は朝7時30分)までに出すこと。 また、市の定める排出禁止物は、排出しないこと。			
	不燃ごみ	7,051	戸別収集により委託業者が隔週収集する。ただし、集合住宅等は、集積所収集により収集する。		破碎処理後 焼却 埋立て 資源化				
	有害ごみ	125			委託処理	透明又は半透明のポリ袋に入れ、備考イの場所に、不燃ごみ収集日の朝8時30分(早朝収集地区は朝7時30分)までに出すこと。			
	資 源 物	古紙 新聞	2,473		戸別収集により収集する。ただし、集合住宅等は、集積所収集により収集する。新聞は市又は委託業者が月2回収集し、雑誌・雑紙・シュレッター紙及びダンボールは委託業者が隔週収集する。	資源化	ひもで縛り(シュレッター紙は紙袋・封筒に入れる)、備考イの場所に、それぞれの収集日の朝8時30分(早朝収集地区は朝7時30分)までに出すこと。		
		古紙 雑誌・雑紙・ シュレッター紙	11,872						
		古紙 ダンボール (*)	3,465						
		古紙 はがき類 (古紙の雑紙 として排出さ れるものを除 く。)	4					郵便局及び市役所本庁に専用の回収ボックスを年1回(1月から2月までの1か月間)置くことにより収集する。	プライバシーを守る必要のあるはがき類を郵便局又は市役所本庁へ持込むこと。
		古布	2,194					戸別収集により委託業者が隔週収集する。ただし、集合住宅等は、集積所収集により収集する。	透明又は半透明のポリ袋に入れ、備考イの場所に、収集日の朝8時30分(早朝収集地区は朝7時30分)までに出すこと。

種類	分別区分	処理量	収集方法	運搬方法	処理方法	占有者又は事業者の協力義務等
家庭系廃棄物	資源物	瓶(*)	4,435	戸別収集により委託業者が隔週収集する。ただし、集合住宅等は、集積所収集により収集する。	資源化	飲料瓶・飲料用缶等を洗浄後、容器に入れて備考イの場所に、収集日の朝8時30分（早朝収集地区は朝7時30分）までに出すこと。
		缶(*) うち 〔スチール アルミ〕	1,525  980 545			
		ペットボトル(*)	1,719	戸別収集により、委託業者が隔週収集する。ただし、集合住宅等は、集積所収集により収集する。7月～9月は毎週収集する。  拠点回収は委託業者が週2回収集する		ペットボトルのキャップを取り外し、洗浄すること。 戸別収集及び集積所収集においては、容器又は透明若しくは半透明のポリ袋に入れ、備考イの場所に、収集日の朝8時30分（早朝収集地区は朝7時30分）までに出すこと。 拠点回収においては、ペットボトル回収協力店等に設置された専用回収ボックスに入れること。
		紙パック(*)	173	戸別収集により委託業者が隔週収集する。ただし、集合住宅等は、集積所収集により収集する。		飲料用紙製容器を切り開き、洗浄し乾燥させること。 ひもで縛り、備考イの場所に、収集日の朝8時30分（早朝収集地区は朝7時30分）までに出すこと。
		容器包装プラスチック(*)	5,872	戸別収集により市が毎週収集する。ただし、集合住宅等は、集積所収集により収集する。		プラスチック製容器包装が収集の対象。 プラスチックを洗浄すること。 容器又は透明若しくは半透明のポリ袋に入れ、備考イの場所に、収集日の朝8時30分（早朝収集地区は朝7時30分）までに出すこと。
	粗大ごみ	2,092	占有者からの申し出により市又は委託業者が戸別収集する。	自動車による	破碎処理後 焼却 埋立て 資源化  生利用による資源化	引越等により臨時に出る多量のごみ及び粗大ごみは、市の施設に自ら搬入するかごみ総合相談センターへ依頼し、定められた粗大ごみ処理券を貼付する。 その際、多量のごみについては、透明又は半透明のポリ袋等に入れること。 また、市の定める排出禁止物は排出しないこと。

種類	分別区分	処理量	収集方法	運搬方法	処理方法	占有者又は事業者の協力義務等
家庭系廃棄物	可燃ごみ (持込ごみ)	30,208	自ら施設に搬入するか、市の事業系一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者が搬入する。	自動車による	焼却後資源化	可燃ごみ、不燃ごみ、資源物に区分し、できる限り資源化に努めること。 搬入に際しては、透明又は半透明のポリ袋等を使用すること。
	不燃ごみ (持込ごみ)	1,739	一般家庭の日常生活から排出される廃棄物で自ら搬入する。		破碎処理後 焼却 埋立て 資源化	
	可燃ごみ、不燃ごみ、資源物  (いずれも町会・自治会等の団体及び個人が道路、公園などの公共空間等を美化清掃した廃棄物)	家庭廃棄物に含まれる	可燃ごみ、不燃ごみ及び資源物と同じ。 団体等の申し出により市が収集する。		可燃ごみは、 焼却後資源化  不燃ごみは、 破碎処理後 焼却 埋立て 資源化  資源ごみは 資源化	可燃ごみ、不燃ごみ、資源物を品目ごとに区分し、ボランティア袋に入れ、備考イの場所に、それぞれの収集日の朝8時30分(早朝収集地区は朝7時30分)までに出すこと。 団体等が収集を依頼する場合は、透明又は半透明のポリ袋等かボランティア袋に入れ、所轄の清掃事業所へ連絡すること。
	可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ (いずれも不法投棄)	102	市が収集する。		可燃ごみは、 焼却後資源化  不燃ごみは、 破碎処理後 焼却 埋立て 資源化	公有地及び集積所において、管理者等から依頼があった場合に収集する。 (ただし、集合住宅に設置されている集積所に投棄されたものは、原則として収集しない)
	可燃ごみ (側溝汚泥)	229	市が清掃し、収集する。		焼却後資源化	
事業系廃棄物	可燃ごみ  (事業活動から排出されるもの)	4,728	市の事業系一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者が収集する(食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第21条第2項に該当する業を行う者については許可不要)。	自動車による	焼却後資源化	排出事業者は、できる限り可燃ごみの減量化、資源化に努めること。
	可燃ごみ、不燃ごみ、有害ごみ  (いずれも少量排出登録事業者から排出されるもの)	1,172	戸別収集により、可燃ごみは週2回、不燃ごみと有害ごみは隔週で委託業者が収集する。		可燃ごみは、 焼却後資源化  不燃ごみは、 破碎処理後 焼却 埋立て 資源化  有害ごみは 委託処理	可燃ごみ、不燃ごみ、有害ごみに区分し、市の指定収集袋に入れ、備考イの場所に、それぞれの収集日の朝8時30分(早朝収集地区は朝7時30分)までに出すこと。 排出限度(1回の収集につき、可燃ごみは40リットルまで、不燃ごみは80リットルまで、有害ごみは蛍光管400グラム及び乾電池1キログラムまで)を守ること。
	古紙 (新聞、雑誌・雑紙、ダンボール、紙パック(いずれも少量排出登録事業者から排出されるもの))	1,221	戸別収集によりダンボール、雑誌・雑紙、紙パックは2週に1回委託業者が、新聞は月2回、市又は委託業者が収集する。		資源化	新聞、雑誌・雑紙、ダンボール、紙パックに分別し、ひもで縛り、事業所名又は登録番号を明記して、備考イの場所に、それぞれの収集日の朝8時30分(早朝収集地区は朝7時30分)までに出すこと。排出限度(1回の収集につきそれぞれ2束まで)を守ること。
	古紙 (新聞、雑誌・雑紙、ダンボール、シュレッダー紙、紙パック(いずれも中小事業者から排出されるもの))	512	市が設置した古紙持込み場所に中小事業者等から持ち込まれた少量の古紙を無料で受け入れる。			新聞、雑誌・雑紙、ダンボール、シュレッダー紙、紙パックに分別し、ひもで縛り、古紙持込み場所に持ち込むこと。

備考

ア 集積所収集を行う地域等

- (ア) 集合住宅（共同住宅、長屋、寄宿舎等2戸以上が集合する建築物（市長が居住者等と協議の上、戸別収集が可能と確認した建築物を除く。））
- (イ) 地形的に戸別収集が困難な地域
- (ウ) 地域の代表者から集積所収集を希望する申し出があり、市長がこれを認めた地域

イ 戸別収集及び集積所収集の排出場所

収集方法		排出場所
戸別収集		道路（私道を含む。）に面した各戸又は各事業所の敷地内の境界付近
集積所 収集	集合住宅	当該集合住宅の所有者又は管理者が市長と協議のうえ、当該集合住宅の敷地内に設けられた集積所（原則として、道路（私道を含む。）に面した敷地内の境界付近に設ける。）
	地形的に戸別収集が困難な地域	居住者が協議のうえ位置を定め、市長が収集可能と確認した場所に設けられた集積所（注1）
	地域の代表者から集積所収集を希望する申し出があり、市長がこれを認めた地域	居住者が協議のうえ位置を定め、市長が収集可能と確認した場所に設けられた集積所（注2）

（注1）（注2）の場所は、八王子市環境部ごみ減量対策課の窓口において地図を備え、閲覧に供するものとする。

- ウ 八王子市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（平成5年八王子市条例第18号。以下「条例」という。）第36条の2第1項に規定する所定の場所は、前記イの排出場所とする。
- エ 戸別収集及び集積所収集の収集日は、各戸に配布する「ごみ・資源物収集カレンダー」記載のとおりとする。
- オ 条例第36条の2第1項に規定する市長が指定する者は、市から同条に規定する古紙、瓶、缶その他の市規則で定める資源物の収集又は運搬を受託した者とする。
- カ 事業系廃棄物の分別区分中の「少量排出登録事業者」とは、廃棄物の品目と排出量を制限したうえで、排出した廃棄物を特例的に市が収集する事業者をいい、その場合、市に登録を必要とする。
- キ 分別区分中(\*)のあるものが、容器包装リサイクル法に対応した分別収集品目

## (2) ごみ最終処分

種類	区分	処分年量	運搬方法	処分方法	処分先
中間処理後の残渣	焼却残渣	t 14,753	自動車による	資源化	東京たま広域資源循環組合
	不燃物	297		埋立て	

## (3) 動物死体の処理

種類	処理年量	収集方法	運搬方法	処理方法	占有者又は事業者の協力義務等
動物死体	体 2,773	飼主の申し出により市が収集する。	飼主が自らの責任で行う場合は自動車による	火葬	市に収集を依頼する場合は、所轄の清掃事業所へ連絡すること。

## (4) し尿及び汚泥

区分		処理年量	収集方法	運搬方法	処理方法	占有者又は事業者の協力義務等
し尿	常設	k 1 1,549	占有者又は管理者の申し出により収集	自動車による	標準脱窒素処理方式  脱水汚泥は下水道処理施設で焼却後資源化	市内において、くみ取り便所が設けられている建築物を所有する者は、その便所の水洗化に努力すること。 便槽内に布切れ、その他の異物を投入しないこと。 くみ取り口等から雨水等が流入しないようにすること。
	仮設	548	占有者又は管理者が浄化槽等を清掃する際に許可を受けた者が収集する。			
汚泥	浄化槽 単独	3,171				
	合併	6,012				
	その他	184				
	雑排水	42	設置者等の申し出により市が収集す			

備考 汚泥のその他とは、ディスポーザ排水処理システム汚泥、し尿混じりのビルピット汚泥、貯留槽汚泥をいう。

# 清 掃 事 業 概 要

(平成24年度)

平成24(2012)年12月発行

編集・発行 八王子市 環境部 水循環部      ごみ減量対策課 水再生課

〒192-8501

八王子市元本郷町三丁目24番1号

TEL 042-620-7256

URL <http://www.city.hachioji.tokyo.jp/>

E-Mail [b111200@city.hachioji.tokyo.jp](mailto:b111200@city.hachioji.tokyo.jp)

